

よくある質問⑱

問18-1 失業保険の手続き後の流れを教えてください。

(答18-1)

下図のとおり、失業保険の手続き後の流れは以下のとおりです。

失業保険の手続き(受給資格決定日)



「若年者就職支援セミナー」
(35歳未満のみ)



「初回講習セミナー」
「雇用保険説明会」



「最初の失業の認定日」

原則4週間後が最初の失業の認定日

これらの日はハローワークに来所が必要となります。なお、失業の認定日は原則4週間毎に指定されます。

問18-2 失業保険の手続き後に出てくる「**失業の認定日**」とは何ですか？

(答18-2)

「**失業の認定日**」とは、失業保険の手続き後(受給資格決定後)、**失業している状態かどうか、積極的に求職活動をしているか、就職する意思があるかどうか、**を窓口で申告し、その申告内容をハローワークで確認する日のことです。

失業の認定日に、上記を確認することで失業保険の支給処理(または給付制限期間の設定)を行います。

失業の認定日は、失業保険の手続き後(受給資格決定後)、原則4週間(28日)ごとに1回設定されます。

※ハローワーク那覇では認定日は月曜日～木曜日に設定しており、**金曜日は認定日はありません。**

そのため、**金曜日に失業保険の手続きへ来所した場合は、その週の月曜日～木曜日のいずれかの日の認定日に設定しています。**あらかじめご了承ください。

問18-3 「失業の認定日」は自分で決めることができますか？

(答18-3)

できません。ハローワークで設定します。